

## 「パブリック・コメントの概要及びそれに対する考え方」

※ 表中のページはパブリックコメントに付した（4月12日）「投信・投資顧問検査マニュアル（案）」のものです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
総論（基本的考え方・共通事項）	
<p>○ 生命保険の特別勘定や信託銀行の年金信託は、他人の資産を運用する業務を行うという観点において、投信・投資顧問業者と同様の業務を行っていると考えられる。生保・信託銀行に本マニュアルは適用されないのか。 （野村総研）</p>	<p>○ 本マニュアルは、投信法・投資顧問業法を念頭におき、投信業者・投資法人・投資顧問業者を検査する際の検査官の手引書として策定するものである。なお、生保・信託銀行が、本マニュアルを参考に内部管理態勢を構築することを妨げるものではない。</p>
<p>○ 投信・投資一任会社は、受託者責任を負うため「顧客利益」を最優先させねばならないが、一方で取締役会は「会社（株主）の利益」を最大化させる役割を持ち、相手方の違いから利益相反が生じる可能性があり、運用と経営の分離を図る方向にある。従って、運用管理態勢、運用リスク管理態勢に関する「取締役会」の役割は、極力「取締役会等」の役割としていただきたい。（例えば、P. 38のⅡ. - 3. - ③P. 58のⅠ. - i. - 2. など。） （第一勧業アセットマネジメント）</p>	<p>○ 会社自体が受託者責任を負っていることからすれば、受託者責任を果たした上で、株主利益の最大化（経営責任）を図るべきであり、これら二つの責任を個々の取締役に属人的に担わせるような理解は、商法の一般的理解からは乖離している。 なお、マニュアルでは、「取締役会」の役割を、経営方針、運用方針、組織体制といった重要事項に限定しており、その他、例えば定期報告の受領や内部規定の承認等は「取締役会等」の役割として書き分けている。（一部、統一が図られていない箇所があるので該当部分は修文する）</p>
<p>○ 「会計監査人等」、「外部監査」について具体的に定義してはどうか。例えば「会計監査人等」とは、「公認会計士や監査法人のほかにシステム監査技術者、システム監査人、コンサルティング会社、弁護士や法律事務所等を含む。」とし、また、「外部監査」については、「外部監査とは、公認会計士や監査法人による財務諸表監査のみならず、システム監査技術者、システム監査人、コンサルティング会社や法律事務所等が実施する金融機関のリスク管理態勢や法令等遵守態勢に関する監査やコンサルティング等の作業を含む。」としてどうか。 （日本公認会計士協会）</p>	<p>○ 財務諸表監査以外の外部監査は、その対象、手法等が現段階で必ずしも明確になっていないことから、その実施主体である会計監査人等も含め、具体的に定義することは困難である。 なお、「会計監査人等による外部監査」が、会計監査人による財務諸表監査に限定されるものでない旨、備考欄に記述しているところである。</p>
<p>○ チェックリスト等の数箇所において、「第三者」や「第三者機関」の表現があるが、定義を記載してはどうか。 （日本公認会計士協会、第一勧業アセットマネジメント）</p>	<p>○ 第三者があらかじめ特定できる者については、定義することとする。具体的には、「第三者機関」（P. 70）を、「第三者機関（信託銀行、証券会社）」と修文する。また、「第三者」（P. 59）については、時価の算出に関する他の御意見も踏まえ修文する。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>○ 管理すべきリスクが、投信・投資一任業者と投資法人・投資助言業者では異なるのか。また、業態の違いで管理すべきリスクを明確に区別しなければならないのか。 (野村総研)</p>	<p>○ 投信・投資顧問業者は受託者としての責任があり、特に、投信業者・投資一任業者は、投資者の資産の運用指図を自ら行うことから、これらに対する検査は、法令等遵守状況及び法令等遵守態勢の把握に加え、リスク管理の確認検査にも重点を置いている。一方、投資法人については、その資産の運用管理は投信業者によって行われること、また、投資助言業者については、投資者の資産運用に助言を行うことから、法令等遵守状況及び法令等遵守態勢の把握に重点をおいている。</p>
<p>○ 各チェック項目に欄を新設し、ミニマムスタンダードとベストプラクティスの区分表示をしてはどうか。 (不動産シンジケーション協議会)</p>	<p>○ これまでのマニュアルと同様チェック項目の語尾で判断できるので特に必要とは考えられないため、原案どおりとする。 (各チェックリスト前文の【注】を参照)</p>
<p>P. 2、55 ○ ファンド監査は、ファンドの財務諸表監査の意味であり、企業の財務諸表監査と監査の性格において何ら変わりがないので、「財務諸表監査及びファンド監査」を「財務諸表監査」とすべきではないか。 (日本公認会計士協会)</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、修文する。</p>
<p>P. 2 ○ 具体的な法定監査の内容と、その要件の規程を開示してほしい。また、要件を満たさない者には留意し、どのような対応をとるのか。 (野村総研)</p>	<p>○ 商法特例法、証券取引法に基づく外部監査人による監査を指す。なお、ここで「留意する」とは、検査官に対して外部監査対象外の者があることを確認の意味で述べているにすぎない。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 14、15、16 V. - 1.、3.、4.</p> <p>○ 業法以外でリストアップされている法令名等で業務によってはほとんど関連してこないものも多数含まれているが、すべてを網羅して内容を理解することが求められているのか。 銀行、保険などのマニュアルも同様であった。関わってくる場合は注意を払う、マニュアルの中で必要な部分に触れておくという程度でよいのではないか。 (個人)</p> <p>P. 94 II. - 1. - ⑩</p> <p>○ 不動産特定共同事業法を削除してはどうか。 (国土交通省)</p>	<p>○ ケースバイケースであり、日本の金融・証券市場で営業を行っている他のプレーヤーに関する法令に目配りしておくことはコンプライアンス上重要であると考えられることから、原案どおりとする。</p>
<p><b>第 1 編 投信・投資一任業者</b></p> <p>法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト</p>	
<p>P. 9 I. - 3. - ①</p> <p>小会社の監査役は会計監査権のみ有するため「商法特例法が適用される」を「いわゆる小会社、商法特例法が適用される」に修正してほしい。 (不動産シンジケーション協議会)</p>	<p>○ 御意見の主旨が必ずしも定かではないが、誤解を生じないよう「商法特例法上の大会社に該当する」と修文する。</p>
<p>P. 9 I. - 3. - ④</p> <p>○ 「監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。」とあるが、会計監査人には、監査役会の機能発揮の補完を負う責任はないと思われるので、「監査役会等の機能を十分に発揮するために、会計監査人との連携を十分に行っているか。」に変更してはどうか。 (日本公認会計士協会)</p>	<p>○ 原案でも、会計監査人に監査役会の機能発揮を補完する責任があるとは読めないものと考えていることから、原案どおりとする。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
ディスクロージャーに関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト	
<p>P. 24 表</p> <p>○ プロ私募の場合で発行額が1億円以上の場合、有価証券通知書は必要なのではないか。 (個人)</p>	<p>○ 御意見のとおり修文する。</p>
<p>P. 25 I. - 1. - ⑤</p> <p>○ 日本証券業協会の規則遵守については投信・投資顧問会社が証券業を兼業している場合において、その証券業の業務において適用するものと解釈してよいか。 (個人)</p>	<p>○ 日本証券業協会の規則遵守については投信・投資顧問業者が証券業を兼業している場合において、その証券業の業務において適用するものと解釈して差し支えない。</p>
<p>P. 25 I. - 2. - (1) - ②</p> <p>○ 「顧客に、わかりやすく誤解を与えないようなディスクロージャーをタイムリーに提供するように努めているか。」 標記の件については、採り得る手段によってはディスクロージャーにタイムラグが発生する可能性があります、可及的速やかに開示を行えば規程の主旨を満たすこととなるのか。 (野村アセットマネジメント)</p>	<p>○ 御意見のとおり。</p>
<p>P. 25 I. - 2. - (2)、(3)</p> <p>○ ここでいう社内規程とは、業務マニュアルと解釈してよいか。 取り扱うべき事項としては通常の社内規程に盛り込むには詳細すぎるのではないか。 (個人)</p>	<p>○ 社内規程あるいは業務マニュアル等各社において呼称が相違していることが想定されるが、「社内規程」という用語は各社の役職員が遵守すべき事項を取りまとめたものという意味で使用している。 また、取り扱う事項が詳細すぎるか否かについては各社の業務の実態に応じて変わってくるものと考えます。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 26 II-3.</p> <p>○ 「運用評価にあたっては『準拠』することとしている評価基準や運用パフォーマンス基準・・・」における準拠基準とはIPS基準をさし、当該基準に準拠していない場合は管理対象外のように読めるので、「運用評価にあたっては評価基準や運用パフォーマンス基準に沿ったものとなっているか。」とすべきではないか。 (第一勧業アセットマネジメント)</p>	<p>○ 記載については、特定の評価基準を指しているものではなく、あくまでも、「準拠することとしている評価基準～」としており、特に問題があるとは認められないため、原案どおりとする。</p>
<p>P. 27 II-6.</p> <p>○ 「広告宣伝」においては投信と投資顧問では義務づけが異なるので、記述を分けるべき。 (あさひ東京投信)</p>	<p>○ (1)においては「投資信託について～」と記載し、投資一任契約にかからしめないようにしており、(2)(3)については投信及び投資一任契約の両方にかからしめることとしており、整理されているものと考えられるため、原案どおりとする。</p>
<p>運用管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>	
<p>P. 37 I-2. -①</p> <p>○ 「運用の目的」は「投資信託財産等の適切な運用が不公正取引の排除に資するものであるとの認識の下、・・・」とすべき。 (あさひ東京投信)</p>	<p>○ 運用管理については不公正取引を排除することと考えられるが、運用の目的は不公正取引を排除した上で、信託財産の価値を高めることにあると考えられることから、原案どおりとする。</p>
<p>P. 38 II-2. -⑦</p> <p>○ 「優越的な地位を濫用した業務運営」とはどのような事を指すのか。又、“投信に限る”のはなぜか。 (投信協会、第一勧業アセットマネジメント) 投信業者にはそのような地位は存在しないと考え。削除すべき。 (第一勧業アセットマネジメント)</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、削除する。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 38 II. - 2. - ⑨</p> <p>○ 株主優待物につきましてはそもそも投信委託会社に所有権はなく各社に対して提示するマニュアルに挿入されるものとしては適当ではないと考えております。 従って、株主優待物につきましてはマニュアルで該当する規程を削除し、投資信託協会ルールに基づいた取扱いとすべき。 (野村アセットマネジメント)</p>	<p>○ 投資信託協会の「理事会申し合わせ」においては「受託者と協議の上換金して信託財産に繰り入れること」が記載されており、換金可能なものは受益者の利益になるよう努めなければならないと考えている。その処理方法を社内規程として設けるのは必要であることから、原案どおりとする。</p>
<p>P. 38 II - 3. - ③</p> <p>○ 「運用管理」とは標題等からみて「信託財産等の適正な運用が確保されているかの管理」という定義づけでよいか。 (第一勧業アセットマネジメント)</p>	<p>○ 御意見のとおり。</p>
<p>P. 38 III. - 1. - (1)</p> <p>○ 再委任先の運用能力の把握はどの程度まで「的確」さが求められるのか、各社の判断でよいか。 (個人)</p>	<p>○ 顧客に対し、運用者としての説明義務が果たせるか否かが「的確に把握している」ことの判断基準になるものとする。</p>
<p>P. 39 III. - 1. - (6)</p> <p>○ 私募設定投信の設定に当たり、投資家を二人以上にする目的を持って資金の支出割合がアンバランスなものとなっていないか。 標記の件ですが、マニュアルの規程では、一人ではなく複数の投資家に対し勧誘を行っている場合においても、それぞれの投資家資金の支出割合がアンバランスであること自体が法の主旨に反するという風に解釈可能です。 従いまして、標記の箇所につきましては削除して頂きたい。 (投信協会、野村アセットマネジメント、日興アセットマネジメント、農林中金全共連アセットマネジメント)</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、修文する。 なお、本チェック項目については、検査官の着眼点として記載することが適切であると考えられることから、IV. 法令遵守 2. ポートフォリオ全体のチェック(9)の次に移記する。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 39 Ⅲ. -2. -(1) ○ 運用計画書の内容は各社で適切と思われるものでよいか。 例えば、海外の運用会社が銘柄を含んだリストを事前に作成するという ことは運用会社の合理的な商慣行からは逸脱している。 (個人) 「運用計画書」とは、あくまでも当該ファンドの運用方針に係る計画書 であって、個別具体的な銘柄そのものに係る計画まで要しないと理解して よいか。 (農林中金全共連アセットマネジメント)</p>	<p>○ 運用計画書の作成については「部会申し合わせ（業務部会）」第1編、運 用に関する事項第3章第3節に記載されていることに準じて当該チェック項 目として記載したもの。 どのような内容にすべきかについては各社の適切な判断に委ねられるもの と考える。</p>
<p>P. 39 Ⅲ. -3. ○ 「友好関係にある証券会社」とは具体的に何を指すか。 法的な定義はない系列証券会社は資本関係等から判断できると考えられ るが、何を持って友好関係と解釈するかの根拠が明らかではない。 (個人)</p>	<p>○ 友好証券会社という用語は本検査マニュアル（案）のみならず、昨年発出 した証券検査マニュアルにおいても使用されている用語（P. 31(2)自己売買 ⑧ほか）であり、業界においては広く理解されているものと認識している。</p>
<p>P. 40 Ⅲ. -4. -(5) ○ 海外の運用機関に外部委託した場合でも、当該再委託先の運用は、日本 の法令を遵守しなければならないのは当然であるが、それを徹底するため の投信・投資顧問会社に求められる責任・義務の具体的範囲・内容について 合理的解釈はあるか。 (個人)</p>	<p>○ 海外運用機関等に再委託した場合の再委託先の法令遵守の確保について は、投信・投資一任業者に求められる受託者責任の観点から法令諸規則に則 り、行われるべきものと考えます。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 40 Ⅲ. -4. -(6)</p> <p>○ 監査のスコープにもよるが、オンサイトの内部監査実施というのは大多数の運用会社にとって無理があるのではない。 「内部監査」とするとかなり特殊な業務となり、必ずしも最も効率的に再委託先のコンプライアンスを確保する手段とはいえない。民間企業の立場としては法令遵守について独立法人である再委託先を包括的に監査する立場にはない。再委託先の監視の効果は業務関係、委託内容、独立した再委託先を評価する委託側の手法の専門性と資質等によるところが大きい。委託側は固有の状況のもとで効果的な監視という目的を達成するために計画するモニターの範囲やその方法等について決定できる裁量を持ってよいのではないか。(検査において)委託側に対してはその監視手段や方法の有効性について評価すべきではないか。</p> <p>○ 再委託先等の定期的な内部監査が要求されているが、海外の資産運用業者に再委託している場合などは、定期的な内部監査は実務上困難な場合があるので、ベストプラクティスとするか、適用される法令等のコンプライアンスに限定すべき。 (個人、UFJパートナーズ、第一勧業アセットマネジメント、あさひ東京投信、農林中金全共連アセットマネジメント)</p>	<p>○ 再委託先の法令等遵守状況のチェックについては、内部監査等の実効性のある確認が行われることが重要であると考えられることから、御意見を踏まえ、修文する。</p>
<p>P. 40 Ⅲ. -5. -(3)</p> <p>○ 「不必要な手数料の二重払い」の意味が曖昧。ネッティングの結果、売買金額が通常の取引単位に満たない場合には、両建て売買の方が手数料の絶対額が少額となり、「信託財産等」に有利となるケースもある。 (個人)</p>	<p>○ デュアルカレンシー債の売買において不必要な円転が行われることを想定しているが、当該取引については頻繁に行われるものではなく、特殊な事例であると考えられることから、御意見のとおり削除する。</p>
<p>P. 40 Ⅲ. -6. -(2)</p> <p>○ 年金の場合、本文で規定される顧客とは、基金をさすのでしょうか、あるいは最終的な受益者(基金の親企業の社員)を指すのでしょうか。仮に、基金と受益者が利益相反の関係にある場合、投資顧問業者はどちらの利益を優先すべきでしょうか。 (野村総研)</p>	<p>○ 記載している内容は投信・投資一任業者を念頭においており、顧客とは投信を購入しているあるいは投資一任契約を締結している基金を指す。 「基金と受益者が利益相反にある場合」とはどのような場合を指しているのか不明であるが、投資一任業者が顧客たる基金の利益のために行動することが最終的には受益者の利益に結びつくものと考ええる。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 41、42 IV. - 2.、3. ○ 「ポートフォリオ全体のチェック」項目や「個別売買のチェック」項目には通常行われる取引等の行為も含まれておりますが、規程の主旨としては当該そのものを規制する主旨ではなく、あくまでもチェックポイントとしての位置づけであることを確認したい。 (野村アセットマネジメント)</p>	<p>○ 項目IVの表題「法令遵守」のカッコ書きにあるように、本項目は法令等遵守状況を把握する際の検査官の着眼点を記載したものである。</p>
<p>P. 42 IV. - 2. -(9) ○ 具体的な事例を示していただきたい。 (UFJパートナーズ、農林中金全共連アセットマネジメント、国土交通省)</p>	<p>○ SPCに組み入れられた資産（例えば、不動産等）について当該SPCの運用者が運用のノウハウ等を有していないにもかかわらず、当該SPCが発行する有価証券を信託財産等へ組み入れる場合を想定している。</p>
<p>P. 42 IV. - 2. -(12) ○ フロントランニング等不適切な売買を禁止する場合は、ファンドマネージャーの関係者（家族等）を含めた保有状況も含めたチェック態勢を整えるべきと考えます。本文の「ファンドマネージャーの自己資金」にはファンドマネージャーの関係者（家族等）の資金も含まれるのでしょうか。 (野村総研)</p>	<p>○ 御意見のとおり、ファンドマネージャーの関係者（家族等）を含めた保有状況について家族名等を借用したフロントランニングを防止するための各社の実情に応じたチェック態勢を整えるべきと考える。</p>
<p>不動産等の運用管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>	
<p>P. 44 I. - 1. - 備考欄（注） ○ 「不動産等」の定義が関係者において異なるように、租税特別措置法第83条の7と同様に「不動産、地上権及び土地の賃借権を信託する信託受益権」を含めるべきではないか。 (国土交通省)</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、修文する。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 44 I. - 2. - (1) ○ 投資法人資産運用業者には、「運用の対象及び方針」を決める権限がないので本規程の適用がないことを明示して欲しい。 (不動産シンジケーション協議会)</p>	<p>○ 御意見のとおり「運用の対象及び方針」は投資法人規約において定められているが、それに従って運用する場合の資産運用業者としての基本方針は当然必要であると考えます。なお、基本方針の具体的内容は各社において定められるものであるため、必要な修文を行う。</p>
<p>P. 44 II. - 1. - (2) ○ 資産管理計画書の作成については、投信協会「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第6条の2」に規定されているので社内規定を詳細に整備しなくても良いこととしてはどうか。 (不動産シンジケーション協議会)</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、関係箇所を含めて修文する。</p>
<p>P. 44 II. - 1. - 備考欄 (注) ○ 「投機目的となっていないか」という表現を「宅地建物取引業法第31条2項」を引用して「投機的取引の抑制が図られる配慮がされているか」にしてはどうか。 (不動産シンジケーション協議会)</p>	<p>○ 「土地基本法」においては、土地の投機的取引そのものを否定しており、内容の相違は認められないので、原案どおりとする。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 45  II. - 3. - ①-ロ.、ヘ.、備考欄（注）  ○ 「投資不適格物件」という表現を「投資法人の利害を害することが明らかな物件」という表現に改め、かつ（注）を削除してはどうか。  投資適格か否かはファンドの運用方針や性格によって異なり、重要なのは実質的に投資法人の利害を害するか否かであり、（注）で例示されたものを一律に投資不適格と判断するのは適当でない。  たとえば、老朽化した建物と土地を建物の解体を前提にした適正な価格で取引等、問題に対する実現の見込みがある解決策を前提に取引する場合には投資不適格ではない。  （不動産シンジケート協会）</p> <p>P. 45  II. - 3. - 備考欄（注）  ○ 「著しい老朽化」をした建築物でも、修繕・再建築等により価値の向上を図ることができれば投資不適格とはいえない。  （国土交通省）</p>	<p>○ 「基本的考え方等」において、「チェック項目に記述されている字義通りの対応が投信・投資顧問業者においてなされていない場合であっても、投資者の保護等を図る観点から、投信・投資顧問業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは投信・投資顧問業者の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば不適切とするものではない。」と記載しているところであるが、備考欄の（注）書きによる例示が一律に不適格との誤解を与えかねないので、チェックリスト本文中の「投資不適格物件」を「取得基準に適合しない物件」と修文するとともに、備考欄の（注）書きを削除する。</p>
<p>P. 45  II. - 3. - ①-ハ.  ○ 「自らの関係会社」は「利害関係人等」に含まれるので不要ではないのか。  （国土交通省）</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、修文する。</p>
<p>P. 45  II. - 3. - ①-ホ.  ○ 「仲介手数料の利益の追求」そのものは正当な行為であり「仲介手数料目当て」とすべきではないか。また、仲介手数料目当ての不必要な売買そのものが不適切なので「頻繁に」は不要ではないか。加えて、運用会社とその利害関係人の立場を区別して記載すべきではないか。  （国土交通省）</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、修文する。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 45、46  II. - 3. - ①-ト.、チ.  ○ 運用会社が投資法人に対して前もって意図を説明することは制度上想定されていない。更に、利益相反となる投資法人に不利となる隣接不動産等の取引に限定すべきではないか。  (国土交通省)</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、修文する。</p>
<p>P. 46  II. - 3. - ①-ヌ.  ○ 受注入札やその売れ残り物件の押し付け販売は一般的ではないので、自らが行った分譲事業の売れ残り物件の押し付け販売を禁じてはどうか。  (国土交通省)</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、修文する。なお、本マニュアルは、投資信託委託業者等の行為を規制するためのものではなく、検査において検査官がチェックするためのポイントを取りまとめた検査の手引き書である。</p>
<p>P. 46  II. - 3. - ②-ロ.  ○ 不動産取引の仲介等に係わる報酬の上限は宅地建物取引業法により決まっているので、手数料目当てに不必要に売買の仲介に入ることを禁じるべきではないか。  (国土交通省)</p>	<p>○ 信託受益権取引の仲介は、宅地建物取引業法が適用されないこと及び御意見を踏まえ、修文する。なお、本マニュアルは、投資信託委託業者等の行為を規制するためのものではなく、検査において検査官がチェックするためのポイントを取りまとめた検査の手引き書である。</p>
<p>P. 46  II. - 3. - ③-イ.  ○ 「正当な理由」を明確にするとともに、特定顧客の不当な優遇は信義則違反であるので、株主を投資法人より優先することなく特定顧客を他の顧客より優先することを禁じるべきではないか。  (国土交通省)</p>	<p>○ 「正当な理由」とは、テナント紹介を投資法人よりも株主を優先することの合理的な理由のことである。また、運用会社と投資法人間における例示であるため、原案どおりとする。なお、本マニュアルは、投資信託委託業者等の行為を規制するためのものではなく、検査において検査官がチェックするためのポイントを取りまとめた検査の手引き書である。</p>
<p>P. 46  II. - 3. - ④  ○ 本項目は業務委託に関する利益相反なので、報酬については手数料に関する利益相反に包含させるべきではないか。  (国土交通省)</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、修文する。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 47 II. - 3. - ⑤ ○ 「双方代理」は民法上禁止されているのでこの言葉を使うのは避けて「取引に際しての利益相反」とするべきではないか。 (国土交通省)</p>	<p>○ 民法上は原則禁止であるが、双方の了解を得られれば、当該代理は可能であり、実態として行われている現状を鑑みて問題はないと考えられるが、検査官の誤解を避けるため、御意見を踏まえ、備考欄に（注）書きを挿入することとする。</p>
<p>P. 47 II. - 4. - (4) ○ 同規模の不動産であっても投資法人の大きさによって与える影響は異なるので、「大型物件」という表現を「投資法人の利益に大きな影響を与える規模の物件」としてはどうか。 (国土交通省)</p>	<p>○ 投資信託等の利益のみでなく、運用において相対的に大きな影響を与える物件を「大型物件」と考えており、御意見と原案の内容に相違があるとは考えられないことから、原案どおりとする。</p>
<p>P. 47 II. - 4. - (5) ○ 「個別物件ごとの主たるテナントに係わる年間賃料の開示」は、法定開示事項ではなく、賃料減額請求権があり、中途解約が可能である現状の賃貸市場を考えると、投資家にとって本当に望ましいかどうか不明であり、取引価格等による投資家の評価を通じて決めるべきものであるから削除するべきではないか。 (不動産シンジケーション協議会)</p>	<p>○ 年間賃料の開示は、顧客が投資判断をする際の重要な要素の一つと考えるが、現状の賃貸借慣行を考慮してベスト・プラクティスとしたところであり、原案どおりとする。</p>
<p>リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>	
<p>P. 51 I. - ii. - 5. ○ ミニマムスタンダードとされている「専担者の配置等」は、必須の要件であるのか、例示的な記述であるかを明確にしてほしい。 (不動産シンジケーション協議会)</p>	<p>○ 「基本的考え方等」において、「チェック項目に記述されている字義通りの対応がなされていない場合であっても、その対応が合理的なものであり、同様な効果がある、あるいは規模や特性に応じて十分なものと認められれば不適切とするものではない」と記載しており明確化されているものとする。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 52 II. - i.</p> <p>○ 「連結ベース」でリスク管理をする重要性はそれほどないのではないか。むしろ顧客ごと、ファンドごとに個別管理すべきではないか。 (野村総研)</p> <p>○ 「連結ベースで特定」とは、何を意味するのか不明である。 (個人)</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、「連結ベース」を削除する。</p>
<p>P. 52 II. - ii. - 2.</p> <p>○ ミニマムスタンダードである「手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など」は、必須の要件であるのか、参考事例なのかを明確にしてほしい。 (不動産シンジケーション協議会)</p>	<p>○ リスク管理のための規程は、当然各業務部門ごとに必要ではないかと考えられる。いずれにせよ、各社の判断により適切な対応が行われることが必要であると考えられる。</p>
<p>P. 53 備考欄</p> <p>○ 投信・投資一任業者には銀行・保険・証券会社に比べて、小規模で業務を行っている業者がある。そのような小規模な業者には、そもそも適当な職務分掌や専任の担当者の配置を行わず、内部統制の有効性が不十分であり、取締役会等が直接業務を監視する等の態勢を構築している場合が想定される。</p> <p>そのような業者に要求される内部監査の機能や独立性は、規模の大きな投信・投資一任業者のそれとは異なるものと考えられ、内部監査の外部委託又は外部監査人による業務監査等への代替が認められるべきであると考ええる。従って、「内部監査」の文章の末尾に「なお、内部監査については、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容によって、外部委託又は外部監査人による業務監査等への代替が妨げられるものではない。」としてどうか。 (日本公認会計士協会)</p>	<p>○ 原案どおりとする。</p> <p>「基本的考え方等」において、「マニュアルの適用に当たっては、投信・投資顧問業者の規模、業務範囲や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が投信・投資顧問業者においてなされていない場合であっても、投資者の保護等を図る観点から、投信・投資顧問業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは投信・投資顧問業者の規模や特性に応じた十分なものであると認められるのであれば不適切とするものではない。」と記載しているところである。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 53 Ⅲ. ○ 会計事務所などによる会計監査の他に、他人資産の運用の適正性を監査するファンド監査の必要性について触れるべきではないか。 (野村総研)</p>	<p>○ ファンド監査について、「基本的考え方」の市場規律の監視や、P. 55の備考欄の(注)書きにおいて触れているところであるので、原案どおりとする。</p>
<p>運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>	
<p>P. 57 前文 ○ 「運用リスク」の定義は一般に理解されている「運用リスク」とは異なるので、「本検査マニュアルで定義する運用リスクとは」と書き換えてほしい。また、運用リスク管理を善管注意義務の遵守と言い換えることは可能であるが、忠実義務違反が利益相反行為のことであり、当該行為から生じるリスクは、一般的に使われている「運用リスク」には、含まれないのではないか。 (第一勧業アセットマネジメント)</p> <p>前文 ○ 運用リスクには、「投資家に帰すべきリスク」と「運用会社に帰すべきリスク」とがあるが、本マニュアルにおける運用リスクは、会社に帰すべきリスクと解してよいか。 (UFJパートナーズ投信)</p>	<p>○ 本検査マニュアルは、一般的に使われている「運用リスク」のうち、管理可能であるにもかかわらず、その管理者が義務(忠実義務・善管注意義務)を怠ったことによってリスクを具体化させてしまう局面をとらえて定義しているものである。また、市場の変動等を事前に予測していたにもかかわらず、関係会社等の利益を優先させた結果、顧客に価格変動による損失が発生した場合は、忠実義務に違反するものとして、「運用リスク管理」のカテゴリーの中に忠実義務の遵守を含めることは、善管注意義務の場合と同様に可能であると考えられる。 なお、御意見を踏まえ、「本検査マニュアルで定義する運用リスク」と修文する。</p>
<p>P. 58 1. - ii. - 2. - ① ○ 年金運用の場合には、損失許容額は、顧客から提示されたガイドラインに従い管理すべきものであり、本文の規程は異なる視点の社内規程の整備を求めているのか。 (野村総研) ○ 組入限度額や損失許容額等リミットはファンド毎に異なり、個別具体的な条件を包括的に盛り込んだ規程を定めることはできない。取組姿勢を盛り込んだ規定と理解してよいか。 (農林中金全共連アセットマネジメント)</p>	<p>○ リスク管理の観点から、一定の社内規程の整備を求めるものであり、規程の内容はマニュアルに記載されているとおり、各社において決定されるものである。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 59            II. - i. - 2. - (3). - ①            ○ 投信において行われる日々の時価会計と一年に一、二回程度の企業会計の性質は完全には一致しない。「投信法の会計基準と投資信託協会規則に定める会計規則」にかかる箇所を付加して頂きたい。            (投信協会、野村アセットマネジメント)</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、修文する。</p>
<p>P. 60            II. - i. - 3. - (1)            ○ 「運用リスク管理部門は、信託財産への組入にあたり、事前に組入れ資産の流動性等を十分に調査・分析し信用リスクが存在する資産及びそのリスクを明確に把握しているか」とあるが、企業調査及びクレジット調査を担当する部署が、運用リスク管理部門以外に設置されている場合であっても、同様の効果があり十分な態勢であれば問題はないか。            (UFJパートナーズ投信)</p>	<p>○ 各社の判断に対して個別にお答えすることは差し控えるが、マニュアルへの対応については、各社において適切に判断すべきものとする。</p>
<p>不動産投資リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>	
<p>P. 62            I. - i. - 1.            ○ 「不動産に係る所有者責任、費用等に関するリスク」「売主の倒産等の影響を受けるリスク」を項目として追加して欲しい。            (不動産シンジケーション協議会)</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、修文する。</p>
<p>P. 63、64            II. - i. - 1.、ii. - 3.、iii. - 1.            ○ 「定期的」にだけでなく「必要に応じて」行う必要があるのではないか。            (不動産シンジケーション協議会)</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、修文する。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 63 II. - i. - 2. ○ デューディリジェンスについては統一的な定義はなく、義務づけることは困難であるため「必要なデューディリジェンス」とするべきではないか。 (国土交通省)</p>	<p>○ 一般的に不動産の証券化等において、デューディリジェンスは物件に応じて行われているところであり、原案どおりとする。 なお、本マニュアルは、投資信託委託業者の行為を義務付けるためのものではなく、検査官が検査においてチェックすべきポイントをとりまとめたものである。</p>
<p>事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>	
<p>P. 66 II. - 4. - (1) ○ 「苦情等」に関する対応については「処理」という文言ではなく、「解決に向けた」を使うのが望ましいのではないか。 (不動産シンジケーション協会)</p>	<p>○ 「処理」については、苦情等の解決に向けたプロセスの意を当然包含したものであり、原案どおりとする。</p>
<p>P. 67 III. 備考 ○ 「事務部門とは、社内規程の制定・改廃を行う」とあるが、制定・改廃の指導・統括の意も含むと解してよいか。 (UFJパートナーズ投信)</p>	<p>○ マニュアルに対する対応は、各社において適切に判断されるべきものであるが、ここでいう「社内規程の制定・改廃を行う」とは、事務部門が責任をもって実施するということを念頭においている。</p>
<p>P. 68 III. - i. - 6. ○ 信託銀行等との照合業務に関して投資顧問業者に対する記述がないのは、何故か。 (野村総研)</p>	<p>○ 基準価額を公表しない投資一任業者においては、検査において日々の照合業務をチェックしない趣旨である。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>P. 69 Ⅲ. - ii. ○ 外部委託先で株主議決権が適切に行使されているかについて、管理が必要ではないか。 (野村総研)</p>	<p>○ 当該チェックリストは、事務の外部委託に関するものであり、御意見は本チェックリストにはなじまないものとする。なお、運用の適正性の確保の観点からは、外部に運用が委託されている信託財産等についても、基本的には該当ファンドにおいて一括して管理されることとなると考えられることから、外部委託先として、別途にチェック項目を設ける必要はないものとする。</p>
システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	
<p>○ システムリスクについて「チェック項目にかかる説明内容」を①メインシステムを自社開発している会社②市販システムを主に利用している会社に分けた記述・説明をすべきではないか。 (第一勧業アセットマネジメント)</p>	<p>○ たとえ市販システムを利用している会社であったとしても、システムトラブル等に対する責任やリスク管理手法は全く変わらないことから、原案どおりとする。</p>
<p>P. 74 Ⅲ. - ii. ○ 「システムリスクについては、定期的に会計監査人等による外部監査を受けていることが望ましい。」とあるが、「会計監査人等」ではなく、「システム監査人等」とすべきではないか。 (日本公認会計士協会)</p>	<p>○ 「会計監査人」は、例示として挙げているだけであり、会計監査人に限定するものではないため、原案どおりとする。</p>
<p>P. 78 Ⅶ. - 2. ○ 「CD/ATMの破壊」を削除してはどうか。 (UFJパートナーズ投資信託委託会社)</p>	<p>○ 御意見のとおり、削除する。</p>